

平成 30 年度静岡赤十字病院医事業務委託仕様書（透析室業務）

1. 目的

- （１）別紙共通仕様書の同項による。
- （２）業務の遂行に当たっては、病院職員との連携を保ち協力体制をもってこれを行う。

2. 委託業務の要件

別紙共通仕様書の同項による。

3. 業務の内容

○透析室業務

（１）勤務形態

ア 勤務形態は、外来の休診日（以下「休診日」という）を除く毎日とし、その勤務時間は、原則として午前 8 時 15 分から午後 5 時までとする。

ただし、業務の状況により上記の時間を変更することができる。（別紙配員計画参照）

イ 労働基準法に定める休憩、休息时间等は受託側で調整を行う。

ウ 前号の規定によりがたい場合が生じたときは、当事者間で協定のうえ定める。

（２）委託業務の内容

ア 会計入力に関すること

（ア）会計入力用伝票と透析経過録との相互チェック

（イ）カルテへの透析回数入力

イ 書類の受け渡し等に関すること

ウ 消耗医療物品の管理

エ 用度物品の管理

オ 透析処方時の処理に関すること

（ア）定時処方日前に残薬の用紙の作成・配布・回収・確認

（イ）透析処方が出たら薬局への連絡・配布

カ 診療案内カード作成と配布

キ 他医療機関 への FAX

ク 電話対応

ケ スキャナー

コ リネンの交換作業

サ 検体検査に関すること

（ア）定時検査前日に採血室へスピッツを取りに行く

（イ）検体（スピッツ）を検査室へ持って行く